

# 聖籠町企業立地促進条例に基づく奨励金

聖籠町では、新潟東港工業地帯などへの企業立地の促進と雇用の拡大により、まち・ひと・しごと創生を推進するため、聖籠町企業立地促進条例に基づく奨励制度を設けています。  
 令和2年9月の制度改正で対象要件から雇用要件を撤廃したことにより、制度が活用しやすくなりましたので、設備投資をお考えの企業様、まずはお問い合わせください！

## 【奨励金の種類】

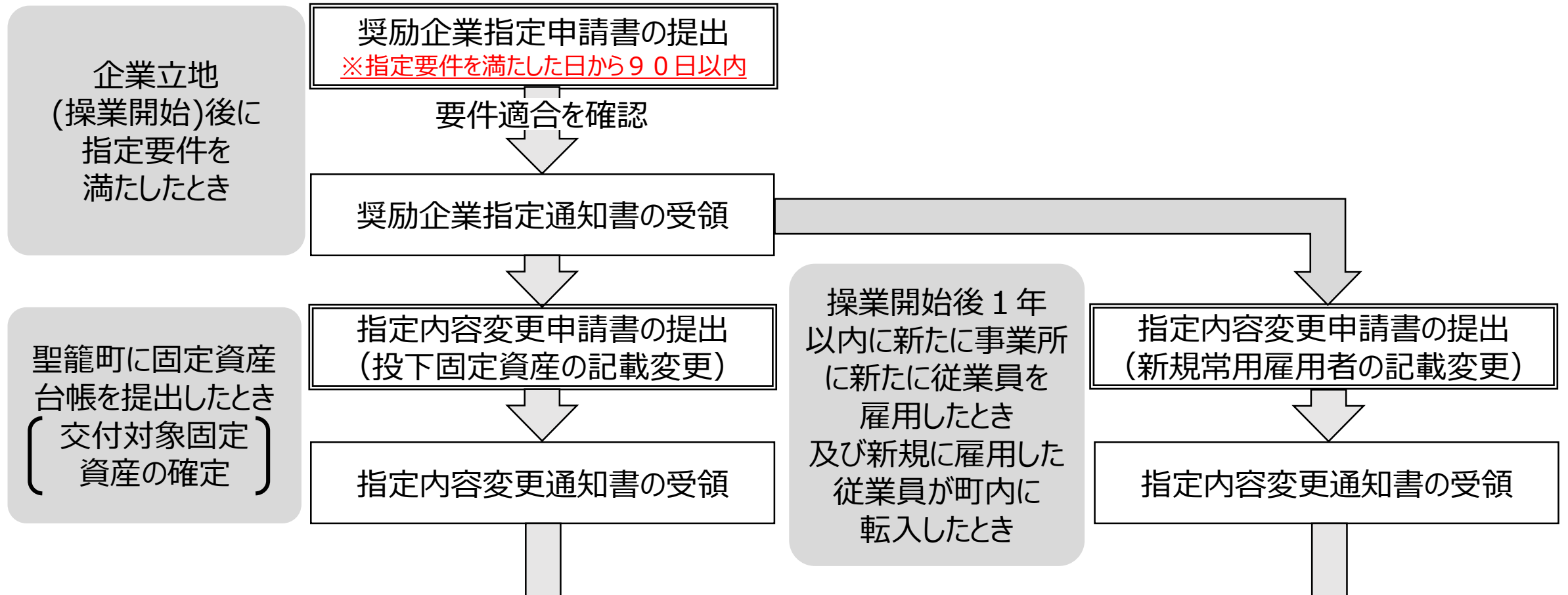
立地奨励金	雇用奨励金
固定資産税相当額を1年間交付（限度額1億円）	1人につき50万円を3年間分割交付（限度額なし）

## 【対象要件等】

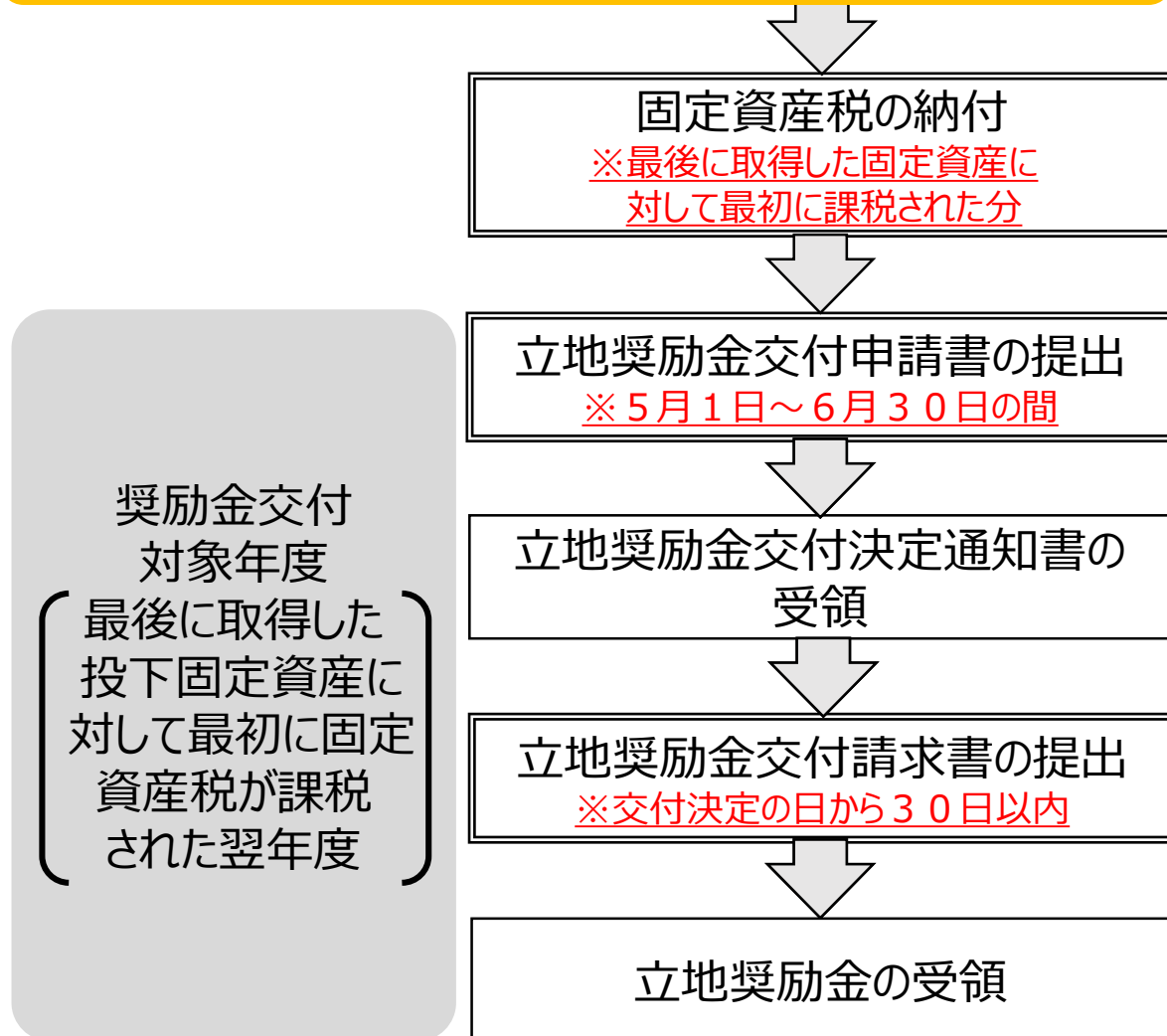
項目	内容	
対象職種	製造業（核燃料製造業及び武器製造業を除く）／電気・ガス業／情報通信業／運輸業／卸売業／学術研究、専門・技術サービス業	
対象地域	工業地域／工業専用地域／準工業地域／ 蓮野長峰山地区地区計画区域／蓮潟長峰山地区地区計画区域	
奨励金の要件	<b>立地奨励金</b>	<b>雇用奨励金</b>
	次のいずれかを満たす設備投資を行い、営業・操業を行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新設の場合 地域経済けん引事業計画※1の知事承認を受けた投下固定資産額 1 億円以上の設備投資</li> <li>➤ 増設・移設の場合 地域経済けん引事業計画※1の知事承認を受けた投下固定資産額 5 千万円以上の設備投資</li> </ul> ※ 1 地域未来投資促進法に基づく、新潟市・聖籠町基本計画または新潟県全域基本計画に従った地域経済けん引事業計画に限ります。 (注) 機械設備等の償却資産は、新設・増設・移設する建物内のもの、および屋外に設置するものが対象となります。	次のいずれも満たす雇用を行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 立地奨励金の対象となる設備投資を行う事業所で、営業・操業開始1年前から開始1年後までの間に、常用の従業員※2※3の雇用を開始</li> <li>➤ 雇用保険に加入</li> <li>➤ 聖籠町に在住または転入し、町内在住期間と継続して雇用された期間が1年以上重複</li> </ul> ※ 2 設備投資を実施し、事業所を設置する会社が雇用する従業員が対象ですが、子会社による事業所設置などの場合、子会社が新規に雇用する従業員も対象となります。 なお、一部の子会社は対象外となることがあります。 ※ 3 技能実習生・特定技能1号労働者は対象外です。

# 【手続きの流れ】

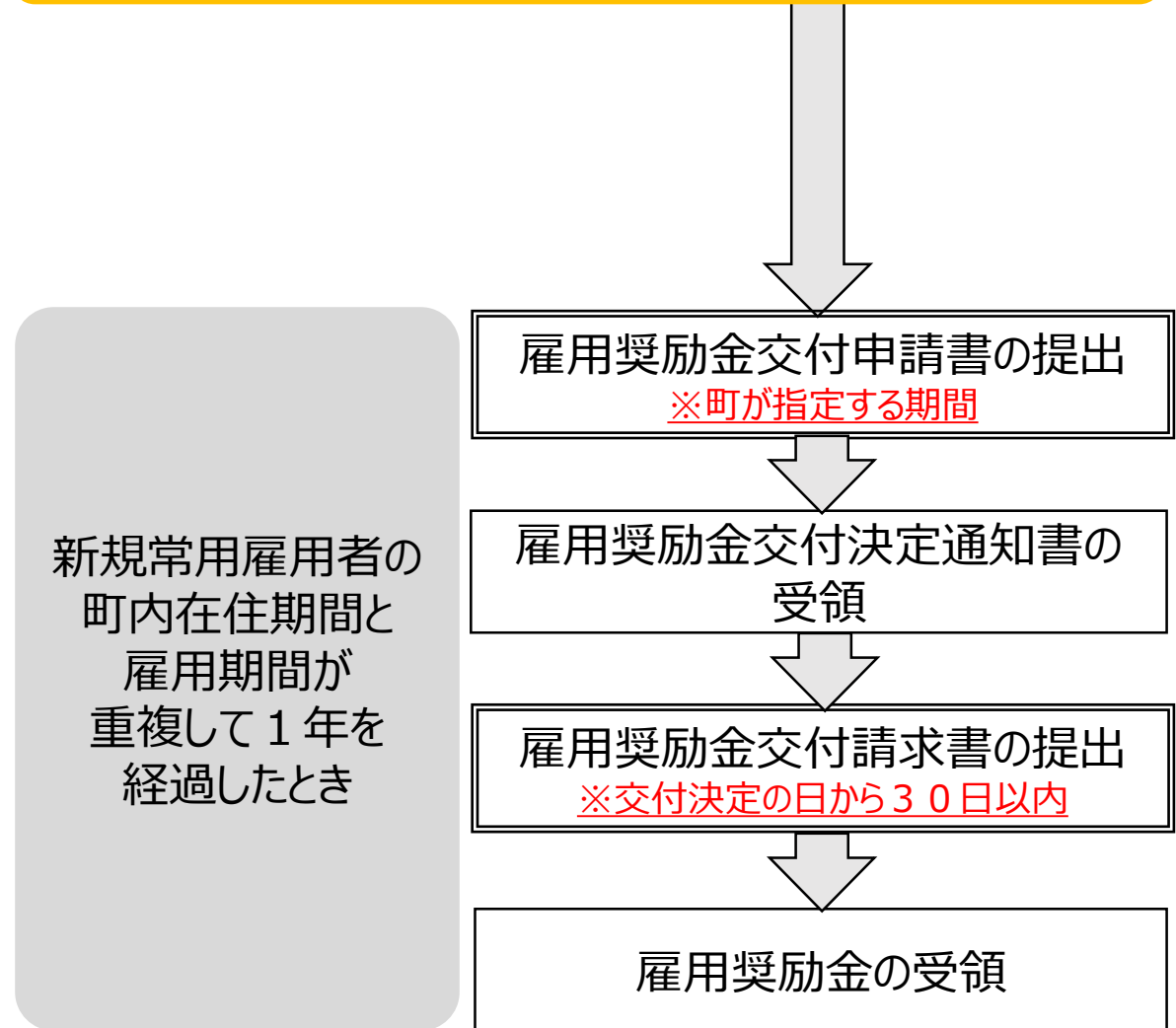
## 奨励企業の指定



### 立地奨励金



### 雇用奨励金



～申請にあたっては、事業着手前に下記まで必ずお問い合わせください～

■ お問い合わせ：聖籠町役場東港振興室

TEL：0254-27-2111 (内線241・242)

FAX：0254-27-2119

E-mail：higasiko@town.seiro.niigata.jp

制度の内容等は町HPでもご覧いただけます

